

# 公 告

令和8年(2026年)3月5日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

## 1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	14-35
(2) 件 名	キャリア教育事業実施業務
(3) 履行場所	真庭市久世ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月 5日
(5) 業務概要	業務委託内容 ・maniwa job fairの企画 ・参加企業の募集、調整（約50社程度） ・市内高校との調整 ・参加生徒の募集（各校と要調整） ・maniwa job fairのプロモーション（情報発信の企画・実施） ・当日の運営（時期、期間、内容は企画時に検討すること） ・アンケートの実施（企業及び学生） ・実施報告書の作成 ・上記業務内容に伴うその他業務
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

## 2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	広告・宣伝(イベント企画・運営)
(3) 営業所の所在地	市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

### 3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月25日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、産業政策課【TEL】0867-42-1033へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月16日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	産業政策課【メール】sangyou@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月25日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、産業政策課へ連絡すること。)

### 4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月25日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月26日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市産業政策課

TEL 0867-42-1033 / FAX 0867-42-3907

## 真庭市キャリア教育事業実施業務 仕様書

### 1. 業務名

真庭市キャリア教育事業実施業務

### 2. 業務目的

市内高校に通う高校生に対し、市内企業を知る機会として『maniwa job fair』を高校で開催し、就業環境の多様化及び市内企業への就職の推進を図る。

### 3. 履行場所

真庭市久世ほか

### 4. 履行期間

契約締結日～令和9年3月5日まで

### 5. 業務委託内容

- ・ maniwa job fair の企画
- ・ 参加企業の募集、調整（約 30～50 社程度）
- ・ 市内高校との調整
- ・ 参加生徒の募集（各校と要調整）
- ・ maniwa job fair のプロモーション（情報発信の企画・実施）
- ・ 当日の運営（時期、期間、内容は企画時に検討すること）
- ・ アンケートの実施（企業及び学生）
- ・ 実施報告書の作成
- ・ 上記業務内容に伴うその他業務

### 6. 成果物

- 実施報告書
  - ・ A4 サイズ
  - ・ PDF データ納品

### 7. 納入期日

令和9年3月5日

### 8. 納入場所

真庭市 産業観光部 産業政策課

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

TEL 0867-42-1033/FAX 0867-42-3907

## 9. その他

- ・ 事業を推進するにあたり、業務内容に疑義または変更が生じた場合や本仕様書に記載のない事業が反映した場合は、受託者は直ちに委託者と協議のうえ、解決に向けて最善を尽くすこと。
- ・ 本業務に係る全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、真庭市に帰属する。
- ・ 受託者は、業務を遂行するうえで、個人情報に関する法令、条例、その他規定を遵守しなければならない。
- ・ 受託者は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを業務以外に使用してはならない（※履行期間外でも同様とする）
- ・ 市は、受託者がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。